

世帯の合計所得月額算出方法

公営住宅法で定める所得基準の計算方法は次のとおりです。

$$\begin{array}{r}
 \text{本人の所得金額} \\
 + \\
 \text{家族の所得金額} \\
 - \\
 \text{親族控除額} \\
 \text{38万円} \times (\text{同居予定人数} + \text{遠隔地扶養人数}) \\
 - \\
 \text{特別控除額} \\
 \text{(下表の該当するもの)} \\
 \hline
 = \\
 \text{世帯の合計} \\
 \text{所得月額} \\
 \div \\
 \text{12ヶ月}
 \end{array}$$

■ 所得金額の確認方法について

給与収入の方は源泉徴収票の「給与所得控除後」欄、確定申告をされている方は確定申告書の第一表「所得金額の合計」欄で確認できます。（正式な所得金額は、課税証明書等で確認します。）

■ 特別控除額の確認方法について

給与収入の方は源泉徴収票の「控除対象扶養親族の数」欄、確定申告をされている方は確定申告書の第二表「配偶者や親族に関する事項」欄で確認できます。（正式な控除額は、課税証明書等で確認します。）

特別控除の種類	内容	控除金額
老人控除対象配偶者	所得税法の控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	100,000円
老人扶養控除	所得税法の扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円
特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	250,000円
寡婦・寡夫控除	所得がある寡婦または寡夫。 (ただしその所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除)	270,000円
障害者控除	障がい者の方がいるとき	270,000円
特別障害者控除	特別障がい者の方がいるとき	400,000円

計算例

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	自分の住所		(受給者番号)	
				(個人番号)	
				(役職名)	
				氏名(フリガナ)	サカイ タロウ
				名	境 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収額	
給与・賞与	7,000,000	5,100,000	2,220,000	194,500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満控除親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有	従有	千円	特定 老人 その他	人 人 人	特別 その他
○			1	1	
社会保険料等の金額		千円	生命保険料の控除額	千円	地震保険料の控除額
780,000			50,000		
(摘要)					

< 本人、妻（夫の扶養）、第1子（17歳）、第2子（10歳）の4人家族の場合 >

本人の給与所得控除後の金額	5,100,000		
親族控除（本人を含まない為3人×380,000）	-	1,140,000	
特定扶養親族控除（第1子が17歳の為250,000）	-	250,000	
		3,710,000	
		÷ 12ヶ月 =	309,166

世帯の合計
所得月額